**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

**日程第１．会議録署名議員の指名**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって４番　西銘多喜子議員、５番　伊佐園恵議員を指名します。

**日程第２．議長諸般の報告**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第２．議長諸般の報告を行います。両常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、総務民生常任委員会から閉会中の継続審査の申出書が提出されております。また、意見書第８号、第９号及び決議第７号、第８号についてもそれぞれ後刻別紙議事日程のとおり議題といたします。以上をもって諸般の報告といたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから議案の上程に入ります。

**日程第３．議案第67号　南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第３．議案第67号　南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　新垣善之君**　それでは報告いたします。議案第67号　南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例　審査の経過　本案は、12月12日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、12月13日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、12月15日にまとめと採決を行いました。産前産後期間に係る出産被保険者の所得割額及び均等割額の減免は、平成31年４月から施行された国民年金保険料の産前産後免除に続いて、今回令和６年１月以後の国民健康保険税についても適用していくものと説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第67号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第67号　南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第４．議案第68号　南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第４．議案第68号　南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　新垣善之君**　それでは議案第68号　南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例　審査の経過　本案は、12月12日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、12月13日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、12月15日にまとめと採決を行いました。デジタル社会の形成を図るための関係法律を整備するための上位法の改正に伴い、その一部を改正し、具体的な内容については今後示されていくことになっていると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第68号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第68号　南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第５．議案第69号　南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第５．議案第69号　南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　新垣善之君**　議案第69号　南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例　審査の経過　本案は、12月12日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、12月13日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、12月15日にまとめと採決を行いました。戸籍法の一部改正に伴い、全国どこでも市町村窓口で戸籍謄本等の申請発行が可能となったことから、新たな手数料の追加であると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第69号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第69号　南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第６．議案第70号　南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第６．議案第70号　南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　新垣善之君**　議案第70号　南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例　審査の経過　本案は、12月12日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、12月13日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、12月15日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第70号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第70号　南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第７．議案第71号　令和５年度南風原町一般会計補正予算（第５号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第７．議案第71号　令和５年度南風原町一般会計補正予算（第５号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　新垣善之君**　それでは議案第71号　令和５年度南風原町一般会計補正予算（第５号）　審査の経過　本案は、12月12日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、12月13日に民生部国保年金課、保健福祉課、こども課、総務部総務課、企画財政課、住民環境課、経済建設部都市整備課、区画下水道課、産業振興課、まちづくり振興課、12月14日に教育部教育総務課、学校教育課、生涯学習文化課の各担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、12月15日にまとめと採決を行いました。審査の中で主な内容について８点報告いたします。１点目、予算書23ページ、電力・ガス・食料費等価格高騰重点支援給付金について、１世帯当たり７万円、約4,200世帯と生活急変世帯約50世帯を対象とし給付を予定していると説明がありました。２点目、予算書24ページ、保育所等給食支援事業補助金について、町立保育園、認可保育園、認可外保育園、こども園に通う３歳から５歳児に対して、給食費月額１人当たり4,700円を令和６年１月から３月分までの補助であると説明がありました。３点目、予算書25ページ、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金償還金について、令和３年度及び令和４年度の実績に基づいた償還金であり、令和５年度分の予算は確保していると説明がありました。続いて４点目、予算書27ページ、台風等農業被害復旧支援事業補助金について、暴風・防虫ネット、支柱パイプ、農業用ビニールなど購入した資材への補助金であり、今回の補助金については台風６号後の８月から適用させるため、購入時補助ではなく領収書を添付し、役場窓口申請になると説明がありました。５点目、予算書29・30ページ、町道整備工事（町道10号線道路改良事業）、津嘉山公園整備工事（津嘉山公園整備事業）について、沖縄振興公共投資交付金の追加交付があり、予算後の工事進捗率は、町道10号線は60％、津嘉山公園整備は92％になると説明がありました。６点目、予算書31ページ、災害対策費備品購入費について、一括交付金を活用してポータブル電源30台、避難所用テント150セット、防災倉庫１棟を整備するもので、ちむぐくる館に整備する防災倉庫と指定避難所、各字自治会に配備すると説明がありました。７点目、予算書33～35ページ、小学校費学校管理費、中学校費学校管理費、幼稚園費修繕料について、幼稚園小学校の遊具点検や幼小中学校における消防点検の結果に応じた修繕、また台風被害による修繕を早期に行うための予算であると説明がありました。８点目、予算書33ページ、小学校費教育振興費備品購入費について、北丘小学校支援学級１クラスの増、津嘉山小学校通級クラス新設のための備品購入費であると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第71号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第71号　令和５年度南風原町一般会計補正予算（第５号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第８．議案第72号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第８．議案第72号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　新垣善之君**　それでは議案第72号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）　審査の経過　本案は、12月12日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、12月13日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、12月15日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第72号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第72号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第９．議案第73号　令和５年度南風原町下水道事業会計補正予算（第３号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第９．議案第73号　令和５年度南風原町下水道事業会計補正予算（第３号）についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　おはようございます。それでは経済教育常任委員会の報告をいたします。議案第73号　令和５年度南風原町下水道事業会計補正予算（第３号）について報告いたします。審査の経過　本案は、12月12日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。12月13日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、同日まとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第73号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第73号　令和５年度南風原町下水道事業会計補正予算（第３号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第10．陳情第11号　令和６年度福祉施策及び予算の充実について（陳情）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第10．陳情第11号　令和６年度福祉施策及び予算の充実について（陳情）についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　新垣善之君**　それでは陳情第11号　令和６年度福祉施策及び予算の充実について（陳情）　審査の経過　本件は、12月12日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では12月15日に委員会を開き、陳情団体である沖縄県社会福祉施策予算対策協議会から３人の説明者を招き、陳情の趣旨説明を受け、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから陳情第11号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより陳情第11号　令和６年度福祉施策及び予算の充実について（陳情）についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

**日程第11．陳情第13号　公共工事発注に際しての事業用自動車（緑ナンバー）使用に関する陳情**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第11．陳情第13号　公共工事発注に際しての事業用自動車（緑ナンバー）使用に関する陳情についてを議題とします。まず本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　陳情第13号　公共工事発注に際しての事業用自動車（緑ナンバー）使用に関する陳情　審査の経過　本件は、12月12日に当委員会に審査を付託されたものであります。12月13日に委員会を開き、審査を行い同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第13号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより陳情第13号　公共工事発注に際しての事業用自動車（緑ナンバー）使用に関する陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

**日程第12．意見書第８号　米空軍横田基地所属ＣＶ22オスプレイの墜落事故に抗議し、オスプレイ同機種の撤去及び飛来中止を求める意見書**

**日程第13．決議第７号　米空軍横田基地所属ＣＶ22オスプレイの墜落事故に抗議し、オスプレイ同機種の撤去及び飛来中止を求める抗議決議**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第12．意見書第８号　米空軍横田基地所属ＣＶ22オスプレイの墜落事故に抗議し、オスプレイ同機種の撤去及び飛来中止を求める意見書及び日程第13．決議第７号　米空軍横田基地所属ＣＶ22オスプレイの墜落事故に抗議し、オスプレイ同機種の撤去及び飛来中止を求める抗議決議についてを一括議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　それでは読み上げて提案いたします。意見書第８号。令和５年12月22日。南風原町議会議長　赤嶺奈津江殿。提出者　南風原町議会議員　大城雅史、賛成者　南風原町議会議員　知念富信、新垣善之、石垣大志、大城勇太、照屋仁士、玉城陽平。米空軍横田基地所属ＣＶ22オスプレイの墜落事故に抗議し、オスプレイ同機種の撤去及び飛来中止を求める意見書　上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

　米空軍横田基地所属ＣＶ22オスプレイの墜落事故に抗議し、オスプレイ同機種の撤去及び飛来中止を求める意見書　去る11月29日午後２時40分頃、米空軍横田基地所属ＣＶ22オスプレイ１機が鹿児島県屋久島沖で墜落し、死者８人という重大な事故が発生した。今回の墜落事故は、一歩間違えれば県民の生命と財産に重大な被害をもたらし大惨事となりうる可能性もあり、断じて容認できない。県内配備のオスプレイは、これまでも飛行ルートをそれた航跡も確認されており全県的な事態である。よって、本議会は、県民の生命と財産、平穏な生活を守る立場から、ＣＶ22オスプレイの墜落事故に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

　記　１　事故原因を徹底的に究明しその結果を速やかに県民に公表すること。２　事故発生時には迅速かつ正確に、機体に関する危険性などの関係情報を含め速やかに提供すること。３　沖縄におけるオスプレイの撤去及び県内への飛来を一切中止すること。４　過重な基地負担を軽減すること。５　県民の人権を尊重し、日米地位協定を抜本的に見直すこと。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。令和５年（2023年）12月22日、沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先　内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣。

　次に、決議第７号。令和５年12月22日。南風原町議会議長　赤嶺奈津江殿。提出者　南風原町議会議員　大城雅史、賛成者　南風原町議会議員　知念富信、新垣善之、石垣大志、大城勇太、照屋仁士、玉城陽平。米空軍横田基地所属ＣＶ22オスプレイの墜落事故に抗議し、オスプレイ同機種の撤去及び飛来中止を求める抗議決議　上記の決議書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

　米空軍横田基地所属ＣＶ22オスプレイの墜落事故に抗議し、オスプレイ同機種の撤去及び飛来中止を求める抗議決議　提案の経緯につきましては、意見書と同じですので割愛いたします。

　記　１　事故原因を徹底的に究明しその結果を速やかに県民に公表すること。２　事故発生時には迅速かつ正確に、機体に関する危険性などの関係情報を含め速やかに提供すること。３　沖縄におけるオスプレイの撤去及び県内への飛来を一切中止すること。４　過重な基地負担を軽減すること。５　県民の人権を尊重し、日米地位協定を抜本的に見直すこと。以上、決議する。令和５年（2023年）12月22日、沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先　駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在日米国総領事。以上、提案いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第８号及び決議第７号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって意見書第８号及び決議第７号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第８号及び決議第７号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第８号　米空軍横田基地所属ＣＶ22オスプレイの墜落事故に抗議し、オスプレイ同機種の撤去及び飛来中止を求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

　これより決議第７号　米空軍横田基地所属ＣＶ22オスプレイの墜落事故に抗議し、オスプレイ同機種の撤去及び飛来中止を求める抗議決議についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

**日程第14．意見書第９号　地域高規格道路・南部東道路の早期実現を求める意見書**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第14．意見書第９号　地域高規格道路・南部東道路の早期実現を求める意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。１番　玉城陽平議員。

**○１番　玉城陽平君**　それでは読み上げて提案いたします。意見書第９号。令和５年12月22日。南風原町議会議長　赤嶺奈津江殿。提出者　南風原町議会議員　玉城陽平、賛成者　南風原町議会議員　知念富信、新垣善之、石垣大志、大城勇太、照屋仁士、大城雅史。地域高規格道路・南部東道路の早期実現を求める意見書　上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

地域高規格道路・南部東道路の早期実現を求める意見書　南部東道路は地域高規格道路として平成23年４月に事業着手された那覇空港自動車道と南城市を結ぶ南部広域圏の幹線道路である。事業着手から既に10年以上が経過しているが、事業予算の縮減などに伴う事業の遅れ等により、当初見込まれていた平成30年代前半の全線供用開始は大幅に遅れており、暫定供用開始区間は約２㎞（27％）にとどまり、さらに未着手区間も多く未だ全線開通時期は見通せない状況である。一方、国道329号を経由する国道331号は、沖縄本島南部沿岸を一周するように５市町を連結しているものの、他の幹線道路との接続がない東南部地域においては、移動のロスによる人的・経済的交流や生活利便性の面で厳しい状況下にあり、地域振興の大きなネックになっている。その解決策として、現在、事業が進められている那覇空港自動車道へのアクセス道路として那覇空港や那覇市内を結び、さらに中北部地域への連絡道路として重要な役割を果たす南部東道路の整備が必要である。南部東道路は南部広域軸として重要な高規格道路である事だけではなく、沖縄全体にとっても著しい那覇都市圏への交通集中の緩和、那覇空港へのアクセス短縮により、観光客の利便性等、その効果は絶大なものが予想されている。南部東道路の整備は、本町のまちづくりとして、新たなジャンクションやインターチェンジ周辺地区の土地利用転換などを進めるために、国道331号バイパス道路として国直轄事業化を求める。南部東道路の国道331号バイパス道路としての国直轄事業化は、本町の地域振興、国土強靭化の実現だけではなく、県土の均衡ある発展、更には、本県の道路ネットワークの動脈として南部圏域の経済振興に繋がることから以下の事項を要請する。

　記　一　南部東道路整備事業を国道331号バイパス道路として国直轄事業化し、早期供用開始に向けて取り組むこと。一　地域生活の利便性に支障をきたさないこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和５（2023）年12月22日、沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先　国土交通大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄総合事務局長、沖縄県知事。以上、提案いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第９号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって意見書第９号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第９号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第９号　地域高規格道路・南部東道路の早期実現を求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

**日程第15．陳情第10号　健康保険証の存続を求める陳情（閉会中の継続審査の申し出について）**

**日程第16．陳情第14号　年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情（閉会中の継続審査の申し出について）**

**日程第17．陳情第15号　南風原町法人立保育園園長会からの陳情書（閉会中の継続審査の申し出について）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第15．陳情第10号から日程第17．陳情第15号までの閉会中の継続審査申出書３件を一括議題とします。総務民生常任委員長から、委員会の審査についてお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

　お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

**日程第18．決議第８号　閉会中の議員派遣について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第18．決議第８号　閉会中の議員派遣についてを議題とします。

　お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会において議案及び決議等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時40分）

再開（午前10時41分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和５年第４回南風原町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会（午前10時41分）